

男女が共にいきるまち八王子プラン(第4次)の内容(案)

重点目標 1

あらゆる分野において男女が共に参画し、共に社会を形成している

【現状・課題】

だれもが自分らしい生き方を選択し、性別や年代に関わらず個性や能力を十分発揮できる社会をめざし、これまで男女共同参画を推進してきました。様々な分野において活躍する女性が増加していますが、政策や方針の意思決定過程の場への女性の参画は充分とはいえません。

人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が生かされない状況では、女性にとって生きづらだけでなく、一人一人の個性と能力を十分に発揮できず、多様性に欠けることでイノベーションが生まれにくくなり、持続可能な社会の実現は難しいと言えます。

【取組の方向性】

方針・意思決定過程の場に女性が参画するためには、その土台となる「あらゆる分野での活躍する女性を増やす」ことが重要です。

そして、その実現のためには、多様な働き方の定着や子育て・介護等と仕事の両立を支援する環境整備が必要になります。一方で、多くの中小企業が存在する八王子市。人員等が限られている中小企業では、職場環境整備の実現が難しいのが現状です。

そこで、八王子市における推進力となるため、行政自らが積極的に取組を行っていきます。

施策 1-1 あらゆる分野における女性の参画拡大

施策の方向性 (1)女性参画の土台づくり(女性が社会で活躍するための支援)

	主な取組	概要	実施・連携
充実	女性の就業継続やキャリア形成促進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や女性を対象としたセミナー等の開催により女性の就業継続やキャリア形成を支援 ○リスクリングの推進(新規) ○研修等の際の託児サービスの実施 	行政・関係機関 事業者 市民
継続	セクシュアル・ハラスメント等防止	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシャル・ハラスメント等の相談 	行政 関係機関 事業者

充実	女性の再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・子育て、介護等のために離職した女性の就労につながる知識の習得や意識向上 ○就労を希望する女性に対し、情報提供と就労のための支援 ○リカレント教育の推進（新規） ○リカレント教育や就職活動の際の託児サービスの実施 	行政・関係機関 事業者 市民
新規	子どもの頃からの意識醸成（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が性別に捉われない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成 	行政・関係機関 教育関係者

施策の方向性（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進

	主な取組	概要	実施・連携
充実	職場等における環境づくり（充実）	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育休取得向上⇒介護休暇・有休取得の促進、長時間労働の解消へ（充実） ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換（充実） <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援企業による情報提供 ○職場環境づくり支援 	行政・関係機関 事業者
継続	社会における支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・学童保育所などの受け入れ事業 ○一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業 ○高齢者、障害者のためのショートステイ等の支援事業 	行政・関係機関
充実	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり（充実）	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業を推進（充実） ⇒男女共に介護休暇、有休が取得しやすく長時間労働の削減へつながる職場環境づくりとなる	行政
継続	【行政が推進力】産休・育休取得者への研修の実施及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○産休・育休取得中の職員に対して研修の実施や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・リモートでの研修の実施や情報提供 ・保育を実施した対面での研修の実施や情報提供 	行政

施策の方向性 (3)政策・方針の決定過程への女性の参画拡大

	主な取組	概要	実施・連携
充実	企業における女性活躍推進に向けた取組（充実）	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の取組を支援 ○企業経営者・社員を対象としたセミナー・意見交換会等の開催による意識啓発と情報提供（充実） 	行政・関係機関 事業者
充実	【行政が推進力】 附属機関等への女性の登用推進（充実）	<ul style="list-style-type: none"> ○附属機関等の委員等の改選や新たな附属機関等の設置において、女性の登用の推進（充実） ⇒目標 参画率 40% <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者を市内大学から広く登用 ・無作為抽出市民を活用した意見聴取 ・事前協議方法の見直し ○審議会等の際の託児サービスの実施（新規） 	行政
充実	【行政が推進力】女性管理職比率の向上（充実）	<ul style="list-style-type: none"> ○政策・方針決定過程への女性の参画を実現させるために、女性管理職を増やす（充実） ○キャリア形成につながる人材育成 ○リスキリングの実施 	行政

重点目標 2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行がなく、

個人が尊重されている

【現状・課題】

世界に比べて日本において男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われています。急速なデジタル化やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や社会構造が大きく変化していくなか、多様な生き方、多様な価値観を認め合っていくことは、これからの社会発展のためには大変重要であります。そのためには、男女共同参画をますます推進していく必要があります。「性別による固定的な役割分担意識」や「性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度や慣行」を変えていく必要があります。

【取組の方向性】

働く場や地域などの社会において「性別による固定的な役割分担意識」や「性別による固定的な役割分担に基づく制度や慣行」が残っていると、個人個人の意識が変わっても社会における男女共同参画は進みません。そこで、社会へアプローチしていくことが大変重要になります。

また、大人たちの言動や行動は、これからの担う子供たちに与える影響が大きいため、子どもに関わる大人たちへの意識啓発も同時に行っていきます。

施策 2-1：性別による固定的な役割分担意識をなくす

施策の方向性 (1)組織単位での意識啓発

	主な取組	概要	実施・連携
継続	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○性別による固定的役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供	行政、関係機関 事業者 地域活動団体
新規	事業者に対する男女共同参画の意識啓発（新規）	○事業者に対して、無意識の思い込みや性別による固定的役割分担意識等の男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を実施⇒出前講座	行政 事業者
新規	地域活動団体への意識啓発（新規）	○地域活動において、男女共同参画の必要性についての意識啓発を行う（充実）	行政 市民 地域活動団体
充実	【行政が推進力】 職員研修の充実（充実）	○管理職も含めた職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施し、男女共同参画意識の向上を図る。	行政

継続	【行政が推進力】 男女共同参画の視点に 立った行政運営	○施策や事業を構築・実施するうえで、男女共同参画の視点にたった運用を図る ・ユニバーサルデザインガイドブック ・契約における総合評価方式の適用ガイドライン	行政
----	--	---	----

施策の方向性 (2)子どもへの意識啓発

	主な取組	概要	実施・連携
新規	子どもの頃からの意識醸成(新規)(再掲)	○一人一人が性別に捉われない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成	行政・関係機関 教育関係者

施策の方向性 (3)大人への意識啓発

	主な取組	概要	実施・連携
充実	幼稚園、保育所、学校、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり(充実)	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発をすすめるため、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等施設職員の男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発を実施	行政・関係機関 市民 事業者 地域活動団体
充実	男女共同参画についての意識づくり(充実)	○保護者等への男女共同参画への理解を深めるための意識啓発を実施 例：保護者向けの研修等	行政・関係機関 市民 教育関係者

重点施策 2-2 職場や地域における制度・慣行を変える

施策の方向性 (1) 職場等における環境づくり

	主な取組	概要	実施・連携
充実	職場等における環境づくり(充実)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育休取得向上⇒介護休暇・有休取得の促進、長時間労働の解消へ(充実) ○企業の取組状況などの情報提供・情報交換(充実) ○職場環境づくり支援 	行政・関係機関 事業者
継続	セクシュアル・ハラスメント等防止(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供 ○職場におけるセクシャル・ハラスメント等の相談 	行政 関係機関 事業者
充実	【行政が推進力】 市役所における職場環境づくり(充実) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業を推進(充実) ⇒男女共に介護休暇、有休が取得しやすく長時間労働の削減へつながる職場環境づくりとなる	行政

重点目標 3

DV や性暴力などを根絶し、だれもが健康で安心して生活できている

【現状・課題】

配偶者等暴力（DV）、性暴力、ストーカー行為やセクシャル・ハラスメント等の「性別に起因する暴力」は、性別に関わらず深刻な人権侵害であります。男女共同参画社会の実現を阻害する要因である「性別に起因する暴力」を根絶することは、重要な課題であります。

また、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。女性であることで、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況や、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況、経済的困難、孤立などの社会経済的困難等に陥る恐れがあることから、様々な関係する機関と連携しながら、きめ細やかな、つながり続ける支援が必要となります。

【取組の方向性】

「性別に起因する暴力」の被害者及び、「困難な問題を抱える女性」への相談から自立に向けた切れ目のない支援を行うことはもちろんのこと、相談につなげるためのアウトリーチや、深刻な状況にならないために孤立・孤独を防ぐための取組も必要となります。

また、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行っていくことが重要です。

重点施策 3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

施策の方向性 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

	主な取組	概要	実施・連携
継続	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	○DVについての認識を深め、防止するための啓発を実施	行政・関係機関
新規	居場所づくり（新規）	○居場所を作ることで孤独・孤立を防ぎ、深刻化・複雑化を防ぐ	行政・関係機関 地域活動団体
新規	早期発見の取組（新規）	○地域で活動している支援者等に対し、男女共同参画の視点を持ってもらうことで、その人の抱える課題を認識し、適切な支援につなげる	行政・関係機関 地域活動団体

施策の方向性 (2) 様々な相談メニューの実施

	主な取組	概要	実施・連携
充実	相談の実施及び関係機関との連携(充実)	○様々なメニューの相談を実施するとともに、関係機関との連携を図る(充実) 関係機関 東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談支援センター、警察	行政・関係機関
継続	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の相談にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	行政・関係機関

施策の方向性 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援

	主な取組	概要	実施・連携
継続	被害者の安全確保のための支援	○関係機関と連携、協力し被害者の安全確保を図る ・外国人被害者の安全確保のための通訳等支援 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・国民健康保険・年金等の手続きに対する支援 ・就学に関する支援 ・保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援	行政・関係機関
継続	被害者の就労等における支援の実施	○被害者に対し、自立に向けた就労等の支援を実施 ・職業紹介、面接対策などの就労支援(ハローワーク八王子・東京しごとセンターとの連携) ・就職に必要な知識・技能を習得するための支援(職業能力開発センター等との連携)	行政・関係機関
継続	被害者の住宅に関する支援	○被害者に対し、市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を実施	行政・関係機関
継続	関係支援機関との連携による支援	○状況に応じ関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施 庁内所管課との情報共有及び連携 庁外関係機関：東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談支援センター、警察	行政・関係機関

充実	被害回復支援（充実）	○関係機関と連携を図りながら、心理的な支援を実施	行政・関係機関
継続	被害者支援への理解を深めるための研修等（再掲）	○被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	行政・関係機関

施策の方向性（４）被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

	主な取組	概要	実施・連携
継続	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実（再掲）	○DVについての認識を深め、防止するための啓発を実施	行政・関係機関
充実	生命の安全教育の実施（充実）	○発達段階に応じた、教育を実施することで、お互いを理解し、自分にはどのような権利があるのか、その権利を脅かすものへの対処方法を知り、被害者だけでなく、加害者、傍観者を生まないための意識啓発を図る ・ 幼児期からの意識啓発（新規） ・学習指導要領に基づいた学校における教育（中学校における「いのちの授業」の実施（継続） ・中学生・高校生を対象としたデートDV予防に関する意識啓発（充実）	行政・関係機関 市民 教育関係者

施策3-2 困難を抱える女性等への支援

施策の方向性 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

	主な取組	概要	実施・連携
新規	居場所づくり（新規） （再掲）	○居場所を作ることによって孤立・孤独を防ぎ、深刻化・複雑化を防ぐ	行政・関係機関 地域活動団体
新規	早期発見の取組（新規） （再掲）	○地域で活動している支援者等に対し、男女共同参画の視点を持ってもらうことで、その人の抱える課題を認識し、適切な支援につなげる	行政・関係機関 地域活動団体

施策の方向性 (2) 様々な相談メニューの実施

	主な取組	概要	実施・連携
充実	相談の実施及び関係機関との連携（充実）	○様々なメニューの相談を実施するとともに、関係機関との連携を図る ・ 困難女性のための電話相談・専門相談 ・ 性暴力等に関する相談 ・ L G B T 電話相談	行政・関係機関
継続	相談者・支援者への理解を深めるための研修等	○相談・支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施します。	行政・関係機関

施策の方向性 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援

	主な取組	概要	
継続	相談者の安全確保等のための支援	○関係機関と連携、協力し相談者の安全確保等を図る ・ 外国人相談者の安全確保のための通訳等支援 ・ 就学に関する支援 ・ 保育所・学童保育所等の入所に関する支援 ・ 子育てに関する手当支給の手続きに関する支援	行政・関係機関
継続	相談者の就労等における支援の実施	○相談者に対し、自立に向けた就労等の支援を実施 ・ 職業紹介、面接対策などの就労支援 ・ 就職に必要な知識・技能を習得するための支援	行政・関係機関

継続	相談者の住宅に関する支援	○相談者に対し、市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を実施	行政・関係機関
充実	関係支援機関との連携（充実）	○状況に応じ関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施 ・庁内所管課との情報共有及び連携 ・国・都の関係機関、市民団体との連携	行政・関係機関 地域活動団体
新規	被害回復支援（新規）	○関係機関と連携を図りながら心理的支援を実施	行政・関係機関
継続	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	○妊娠期からの切れ目のない支援（八王子版ネウボラ）の実施	
継続	相談者・支援者への理解を深めるための研修等（再掲）	○相談・支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施します。	行政・関係機関

施策の方向性（4）安全・安心な暮らしのための意識啓発

	主な取組	概要	実施・連携
充実	生命の安全教育の実施（充実）（再掲）	○発達段階に応じた、教育を実施することで、お互いを理解し、自分にはどのような権利があるのか、その権利を脅かすものへの対処方法を知り、性暴力等の被害者だけでなく、加害者、傍観者を生まないための意識啓発を図る ・ 幼児期からの意識啓発（新規） ・学習指導要領に基づいた学校における教育（中学校における「いのちの授業」の実施（継続） ・中学生・高校生を対象としたデートDV予防に関する意識啓発（充実）	行政・関係機関 市民 教育関係者
継続	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	○「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など、若年層を対象とした性暴力防止のための意識啓発と情報提供を実施	行政・関係機関 市民 教育関係者 地域活動団体

継続	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	○性の商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を実施	行政、市民 教育関係者 地域活動団体
継続	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	○性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を実施	行政、市民 教育関係者 地域活動団体